

Ⅲ 援 護 関 係

1 戦後70周年における取組について

1 戦没者遺収集帰還事業の促進

【平成27年度予算案】
1,649百万円

海外の公文書館等の集中的な調査等を行い、遺骨収集帰還事業を促進。

【情報収集対象国】 アメリカ、オーストラリア(調査期間の大幅拡充 年間約60日 → 約300日)
ニュージーランド、イギリス、オランダ(継続実施)
フランス(新規)

2 戦後70周年事業

【平成27年度予算案】

(1) 趣旨

平成27年度は戦後70周年を迎えることとなり、遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次の世代へ継承し、世界の平和と発展に寄与していくことの重要性が高まっている。このため、次世代への継承に重点をおいた事業を実施。

(2) 事業内容

- | | |
|---|---------|
| ① 全国戦没者追悼式の式典内容の見直し
小・中・高校生等の代表を招待し献花 | 15百万円 |
| ② 次世代への継承活動の強化
ア 昭和館、しょうけい館の展示内容の充実、シンポジウムの開催
イ 戦傷病者の証言の収録迅速化
ウ 地方の関係施設との連携強化(地方展示の強化) | 59百万円 |
| ③ 遺族への支援 | (支給事務費) |
| ア 特別弔慰金の支給(年5万円、5年償還の国債を5年ごとに2回交付) | 477百万円 |
| イ 洋上慰霊の実施など慰霊巡拝事業の強化 | 196百万円 |

3 その他

政府広報、厚労省HP等を活用し、遺骨収集帰還事業や次世代への継承活動について国民にわかりやすく伝える。

(1) 全国戦没者追悼式の見直し等について

平成27年度の見直し内容

御遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、以下の見直しを行う。

○ 国費参列遺族数の増員と若年世代の参列

- ・各都道府県50名から55名に増員
- ・うち1名は18歳未満の遺族から選考

○ 国費参列遺族の範囲の見直し

国費参列遺族の範囲及び配偶者の同伴規定を撤廃し、上記の人員の範囲内で都道府県に選考を依頼することとした。なお、選考にあたってガイドラインを作成したので、別冊の詳細版資料を参照いただきたい。

○ 若年世代による献花

若年世代の参列者を代表して、6名程度に式典で献花していただく予定。

依頼事項

- 今回の見直しの趣旨を踏まえ、若年世代の遺族も含めた国費参列遺族の選考が円滑に行われるようご協力をお願いしたい。

(2) 特別企画展の開催について

戦後70周年を迎えることを踏まえ、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館の三館が連携して、戦中・戦後の労苦を次世代へ語り伝えることを目的として、次の3会場で戦争体験者の著名人等による出張展示と講演会を実施予定。

- | | | | |
|---------|------------------|--------------|--------------|
| ①東京都開催 | 展示期間 8月14日～24日 | 講演会 8月22日(土) | 於: 日比谷図書文化館 |
| ②長野県開催 | 展示期間10月17日～27日 | 講演会10月23日(金) | 於: ホクト文化ホール |
| ③和歌山県開催 | 展示期間10月31日～11月8日 | 講演会11月 4日(水) | 於: 和歌山県民文化会館 |

昭和館(厚労省委託事業)	しょうけい館(厚労省委託事業)
<ul style="list-style-type: none">・戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えていくための施設。・所在地: 東京都千代田区九段南1-6-1・昭和館ホームページ http://www.showakan.go.jp	<ul style="list-style-type: none">・戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えていくための施設。・所在地 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下・しょうけい館ホームページ http://www.shokeikan.go.jp

※平和祈念展示資料館(総務省委託事業)

- ・所在地: 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル48階
- ・平和祈念展示資料館ホームページ <http://www.heiwakinen.jp>

依頼事項

- 上記取組について、開催都県におかれては後日作成するポスター等を利用して周知をお願いしたい。
- 厚生労働省としては、戦中・戦後の労苦を次世代に継承することを目的とし、昭和館・しょうけい館の来館者促進に努めている。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等にご配慮いただきたい。

(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について

制度の概要

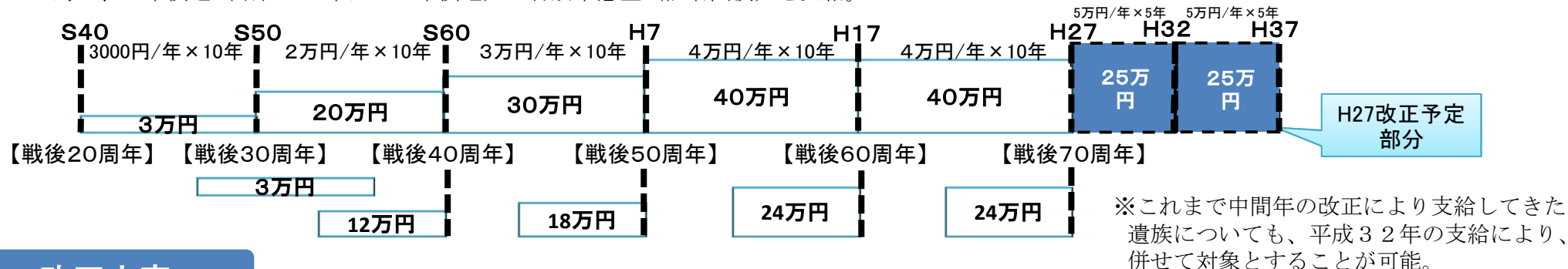
- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、**戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年**といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、**一定範囲の遺族※(子、兄弟姉妹等)に対して、特別弔慰金を支給。**

※ 戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等を受ける遺族（主として配偶者）がないとき、先順位者1名に支給。

- 支給は、**無利子の記名国債の交付**により行われ、**毎年の償還日に均等に支払いを受ける。**

《 これまでの経緯 》

- ・ 昭和40年（戦後20周年）に制度が創設され、以後、昭和50年（戦後30周年）、昭和60年（戦後40周年）、平成7年（戦後50周年）、平成17年（戦後60周年）といった機会に、10年償還の特別弔慰金（記名国債）を支給。
- ・ なお、特例的に、中間年（昭和47年、昭和54年、平成元年、平成11年、平成21年）においても、新たに要件を満たすこととなった遺族に対し、6年償還（昭和47年は10年償還）の特別弔慰金（記名国債）を支給。



改正内容

- **戦後70周年(制度創設50年)に当たる平成27年には、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正(平成27年4月1日施行)し、特別弔慰金の支給を継続。**
- 御遺族の高齢化等を踏まえ、償還額を年5万円に増額するとともに、5年償還の国債を5年ごとに2回交付。(2回の交付で合計50万円)

平成27年度政府予算案

戦後70周年の特別弔慰金に係る事務費として、4.8億円を計上。
うち、都道府県事務委託費として3.9億円を計上。

依頼事項

- 裁定事務
法施行後、請求者からの請求について、適切に裁定できるよう、ご配慮いただきたい。
- 制度の周知
当省から各都道府県主管課宛てに制度案内のポスター及びリーフレットを送付する予定である。各都道府県におかれては、これらを積極的に活用するとともに、各都道府県の広報誌に掲載する等、制度の周知に努めていただきたい。

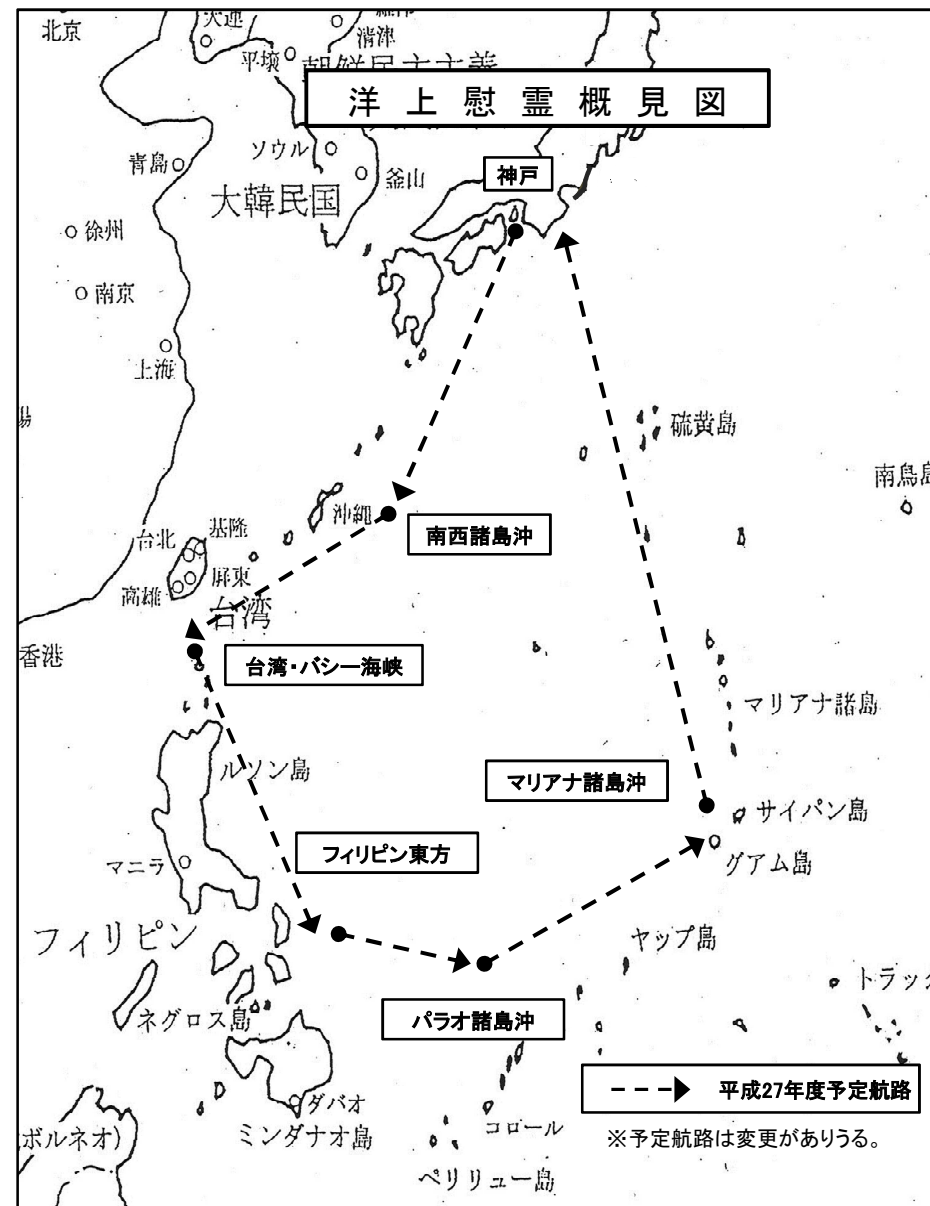
(4) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業における洋上慰霊の実施について

【概要】

- 慰霊友好親善事業は、戦没者遺児が、旧戦域を訪れ、現地の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ戦争犠牲者の慰霊追悼を行う事業である。
- 戦後70周年を迎えることを踏まえ、その記念事業として、船舶の借上げによる洋上慰霊を実施。
- 洋上慰霊参加予定人員 400名程度
- 洋上慰霊実施予定地域
南西諸島、台湾・バシー海峡、フィリピン東方、中部太平洋(パラオ諸島、マリアナ諸島)

【依頼事項】

- 洋上慰霊を含む平成27年度慰霊友好親善事業の年間計画等を記載したポスター、パンフレットを各都道府県に配布するので、本事業の周知について協力願いたい。



2 中国残留邦人等に対する支援策の実施

(1) 地域社会での支援の実施等

現 状

地域社会での生活支援等を柱とする支援及び普及啓発事業等を実施。

依頼事項

① 地域生活支援事業について

- 中国残留邦人等への地域社会での生活支援等について、きめ細かな運用が図られるよう、引き続き御協力をお願いしたい。
- 高齢化により、医療・介護サービスを利用する機会が増加していることから、今後も引き続き関係機関と連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないよう自立支援通訳等に重点を置いた支援をお願いしたい。
- 中国残留邦人等の二世、三世については、日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の配置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。

② その他の事項

- 中国残留邦人等の高齢化により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高いことから、引き続き公営住宅管理部局と十分連携し、良質な住環境の確保に努めていただきたい。
- 平成27年度は、京都府で「中国残留邦人等への地域住民の理解を深めるためのシンポジウム」の開催を予定している。特に近隣自治体には幅広く広報・周知等をお願いしたい。
- 平成27年度は、中国残留邦人等の生活実態を把握し、支援施策に関する基礎資料を整備する目的で、中国残留邦人等実態調査を実施する予定であるので、各自治体に配置している支援・相談員等のご協力をお願いしたい。

(2) 支援給付及び配偶者支援金の支給

現 状

- 平成20年4月から、中国残留邦人等及びその配偶者の老後の生活の安定を目的として、生活、住宅、医療、介護等の支援給付を実施。
- また、平成26年10月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者※に対して支援給付に加えて、配偶者支援金を支給。 ※ 中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者

依頼事項

- 引き続き、厚生労働省で作成したリーフレットを使用して今後も、申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。また、中国残留邦人等の死亡後に支給対象となる特定配偶者と見込まれる者の世帯に対し、毎年6月の支援給付の収入申告時等において、個別に配偶者支援金の制度案内を行うよう、引き続きご協力をお願いしたい。
- 6月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出についての説明をお願いしたい。

(3) 支援給付施行事務監査

現 状

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人等に対する支援給付施行事務監査を実施しており、平成27年度も実施予定。
- 平成27年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせする予定。

依頼事項

- 支援給付事務の適正な運用が図られるよう、引き続き管内の実施機関に対し実地による支援給付施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。

3 遺骨収集帰還等慰霊事業

平成27年度の方針

(1) 遺骨収集帰還事業

南方地域等	旧ソ連地域等
<ul style="list-style-type: none"> 得られた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら7地域で実施(フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、沖縄、硫黄島)。 確度の高い情報があれば、緊急的な派遣を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 抑留中死亡者等の遺骨収集帰還等をロシア連邦等の6地域で実施(ハバロフスク地方、沿海地方、イルクーツク州、アムール州、ユダヤ自治州、ブリヤート共和国)。

◎硫黄島

国内で最多数の遺骨が未帰還であることから、積極的な遺骨収容を実施。

平成27年度は、滑走路地区及び硫黄島東部から西部の外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施。

◎フィリピン

現在、事業を中断しているが、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開予定。

◎パラオ

民間団体等から得た遺骨情報に基づき、計画的に遺骨収容を実施。

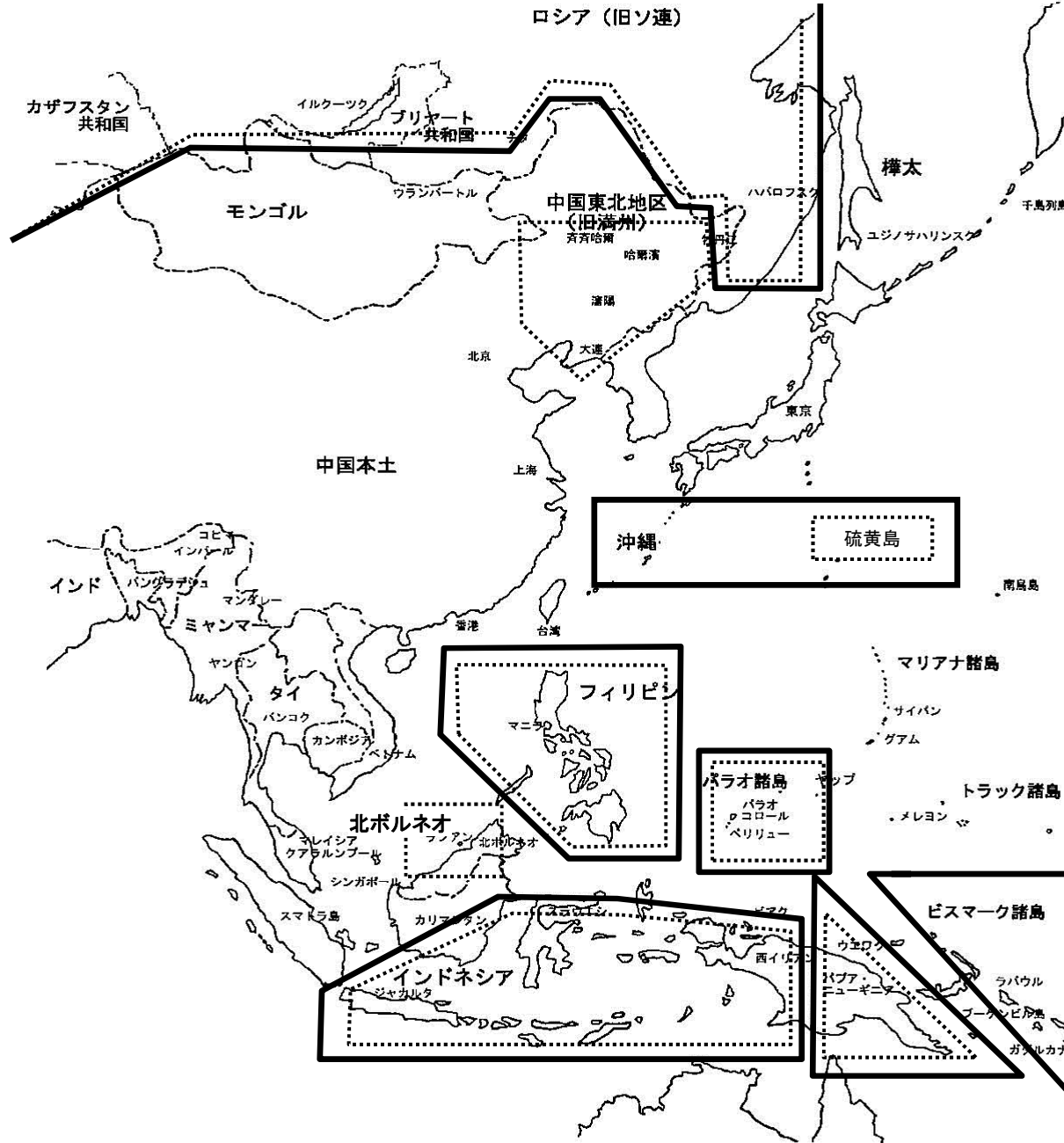
(2) 慰霊巡拝事業

南方地域等	旧ソ連地域等
7地域で実施(フィリピン、東部ニューギニア、インドネシア、パラオ、北ボルネオ、中国、硫黄島)。	ロシア連邦等の5地域で実施(ハバロフスク地方、沿海地方、ザバイカル地方、イルクーツク州、ウズベキスタン共和国)。

依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい。(実施時期等は2月に通知済)

平成27年度 遺骨収集帰還・慰霊巡拝等予定地域概見図



平成27年度遺骨収集帰還・慰霊巡拝予定地域概見図			
遺骨 収集帰還	旧ソ連 東部 ビスマーク イパ 沖硫	ニュー ー ド ラ 黄	ギニア シ ア オ オ 島
慰霊巡拝	旧ソ連 東部 イパ 北中 硫	ニュー ー ド ラ 黄	ギニア シ ア オ オ 島
慰霊碑	インド平和記念碑<インド> (補修調査) 日本人死者慰霊碑<モンゴル> (補修調査) 沖縄戦没者墓苑<沖縄> (補修工事) 樺太・千島戦没者慰霊碑<樺太> (補修工事) ニューギニア戦没者の碑<ウエワク> (補修工事)		
	戦没者数 約240万人 収容遺骨概数 約127万柱 未収容遺骨概数 約113万柱 (うち海没遺骨 約30万柱) 相手国の事情 約23万柱		

4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達

現 状

(DNA鑑定)

- 旧ソ連地域等から送還した遺骨につき、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。
- これまで関係遺族約9,700人に戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付。
うち約2,150人から申請。鑑定の結果993柱の遺骨の身元を特定。(平成27年1月末現在)

(身元が特定された遺骨等の伝達)

- 遺族が居住する都道府県から関係遺族に対し遺骨等を伝達。

連絡・依頼事項

(DNA鑑定)

- 平成26年度に帰還した遺骨の関係遺族に対し、DNA鑑定の案内を平成27年度内に送付予定。

(身元が特定された遺骨等の伝達)

- 都道府県庁で記者発表される際は、その旨当方でも記者発表を行うので、関係遺族への遺骨等伝達の7日前までに厚生労働省に連絡願いたい。

5 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等

現 状

- 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より死亡者資料を入手し、日本側資料との照合調査を実施。特定できた者については、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、遺族に資料の記載内容をお知らせ。
- 抑留中死亡者約5万3千人のうち、情報不足等により特定に至っていない者について更なる調査・資料提供をロシア政府に要請中。
- 平成21年以降、ロシア国立軍事古文書館から約70万枚の抑留者登録カードを入手し、現在、照合調査を実施中。(新たに5,747名を特定(平成27年1月末現在)累計特定者数約3万8千人)

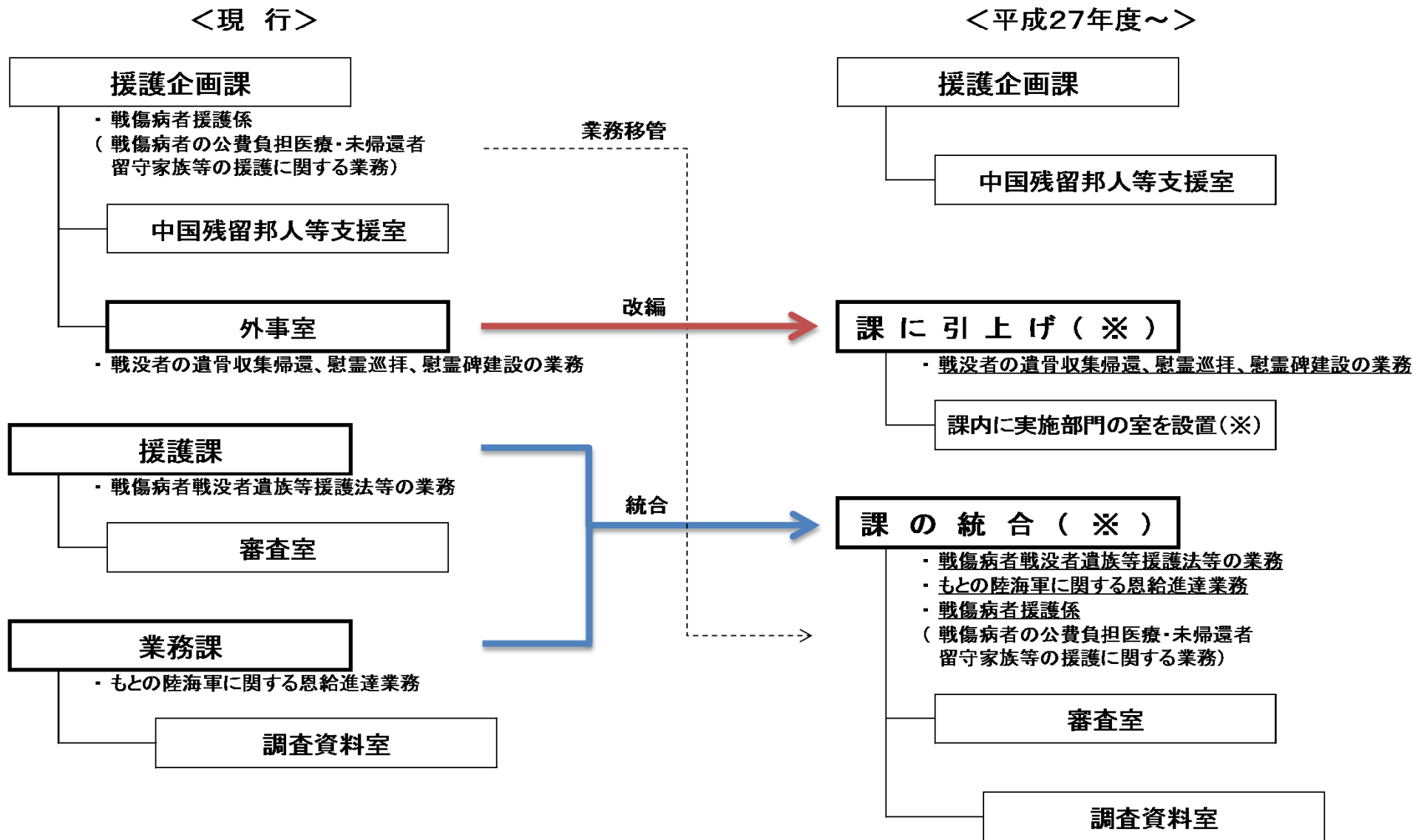
- ◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)
 - ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
 - ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。
- (※) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

依頼事項

- 照合調査により死亡者の資料が特定できた場合は、これまでと同様に、その記載内容を関係遺族にお知らせしたいので、引き続き、関係遺族の現住所調査に御協力願いたい。

6 社会・援護局(援護)の組織改正について

平成27年度は戦後70周年を迎えることとなり、戦没者遺族等の関係者が高齢化する中、未だ帰還していない戦没者遺骨の早期の帰還を実現する観点から、遺骨収集体制の強化等を図るための組織改正を行う。(平成27年4月1日施行)



※ 新課室の名称については、現在検討中

平成27年度 援護関係予算(案)の概要

26年度予算

27年度予算(案)

325億55百万円



303億35百万円

戦後70周年における取組(☆の事項)

23億88百万円

1	援護年金	173億99百万円	→	145億76百万円
2	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給 ☆支給事務費(支給対象件数123万件)			4億77百万円
☆3	戦没者遺骨収集帰還の促進	14億98百万円	→	16億49百万円
(1)	硫黄島遺骨収集帰還事業	10億61百万円	→	10億60百万円
(2)	南方・旧ソ連地域遺骨収集帰還事業	4億37百万円	→	5億88百万円
4	戦没者慰霊事業等	7億21百万円	→	7億98百万円
(1)	慰霊巡拝等	3億3百万円	→	2億79百万円
(2)	慰霊友好親善事業等	2億83百万円	→	3億69百万円
	☆洋上慰霊の実施			1億88百万円
(3)	全国戦没者追悼式挙行経費	1億35百万円	→	1億50百万円
	☆国費負担参列者の増員等			15百万円

26年度予算

27年度予算(案)

4 昭和館・しょうけい館事業	6億22百万円	→	6億78百万円
☆特別企画展の開催、展示内容の充実			59百万円
5 中国残留邦人等の援護等	112億95百万円	→	112億5百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援	111億21百万円	→	110億58百万円
(2) 援護関係資料の整備	1億73百万円	→	1億46百万円

社会・援護局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
I 社会関係（1ページ～）				
1. 生活困窮者自立支援制度について	地域福祉課	総務係	山本 明彦	2853
2. 生活保護の適正実施等	保護課	総務係	馬場 和弘	2824
3. 社会福祉法人改革について	福祉基盤課	総務係	北尾 暢秀	2863
4 福祉・介護人材確保対策について	福祉基盤課	総務係	北尾 暢秀	2863
5. 社会関係予算について	書記室	経理係	三森 雅之	2805
	地域福祉課	総務係	山本 明彦	2853
II 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)関係 (59ページ～)	簡素な給付措置支給業務室		中森 秀樹	2126

Ⅲ 援護関係(64ページ～)				
1. 戦後70周年の取組について				
(1) 全国戦没者追悼式の見直し等について	援護企画課	庶務係	手塚 直樹	3407
(2) 特別企画展の開催について	援護企画課	庶務係	手塚 直樹	3407
(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について	援護課	庶務係	羽田 憲司	3425
(4) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業における洋上慰霊の実施	援護企画課外事室	庶務係	田中 武	3477
2. 中国残留邦人等に対する支援策の実施	援護企画課中国残留邦人等支援室	庶務係	古川 和史	3462
3. 遺骨収集帰還等慰霊事業	援護企画課外事室	庶務係	田中 武	3477
4. 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達	援護企画課外事室	庶務係	田中 武	3477
5. 旧ソ連抑留中の死亡者の資料調査等	業務課調査資料室	調査係	中川 黙	3459
6. 社会・援護局(援護)の組織改正について	援護書記室	援護管理係	片岡 康	3403
・平成27年度援護関係予算案の概要	援護書記室	援護経理係	大塚 茂樹	3404